

第47号議案

春日市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

物価の高騰、インバウンド需要の増加等に伴う宿泊価格の高騰に対応するため、職員等の出張に伴う旅費における宿泊料等の額の改定等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(春日市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 春日市職員等の旅費に関する条例(昭和38年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「一般職の職員(以下「職員」という。)」を「職員」に改める。

第1条の2中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 職員 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める一般職の職員(同法第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。)をいう。

第13条第1項を次のように改める。

宿泊料の額は、別表第1の額を上限として実費額とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(随行旅費)

第17条の2 職員(市長等を除く。)が市長等、市議会議員又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5に規定する委員会の委員若しくは委員に随行し、宿泊を伴う旅行をした場合は、当該職員に対し、被随行者と同額の旅費を支給することができる。

別表第1の表を次のように改める。

区分	車賃 [旅行中の日数が引き続いた場合1日につき]	日当 [1日につき]	宿泊料 [1夜につき]		食卓料 [1夜につき]
			甲地方	乙地方	
市長等	2,400円	2,200円	14,800円	13,300円	3,000円
一般職の職員	2,400円	2,200円	13,100円	11,800円	2,600円

(春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改

正)

第2条 春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例(昭和26年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、春日市職員等の旅費に関する条例に定める市長等の旅費相当額とする。

(春日市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正)

第3条 春日市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例(昭和39年条例第26号)の一部を次のように改正する。

題名中「給与等」を「給与」に改める。

第7条を次のように改める。

(支給方法)

第7条 特別職の職員の給与の支給方法については、春日市職員の給与に関する条例の例による。

第8条を削る。

(春日市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 春日市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(昭和40年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「適用を受ける」の次に「一般職の」を加える。

(春日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 春日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、非常勤の職員のうち地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員又は委員については春日市職員等の旅費に関する条例に定める市長等の旅費相当額とし、その他の者については同条例に定める一般職の職員の旅費相当額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の春日市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。